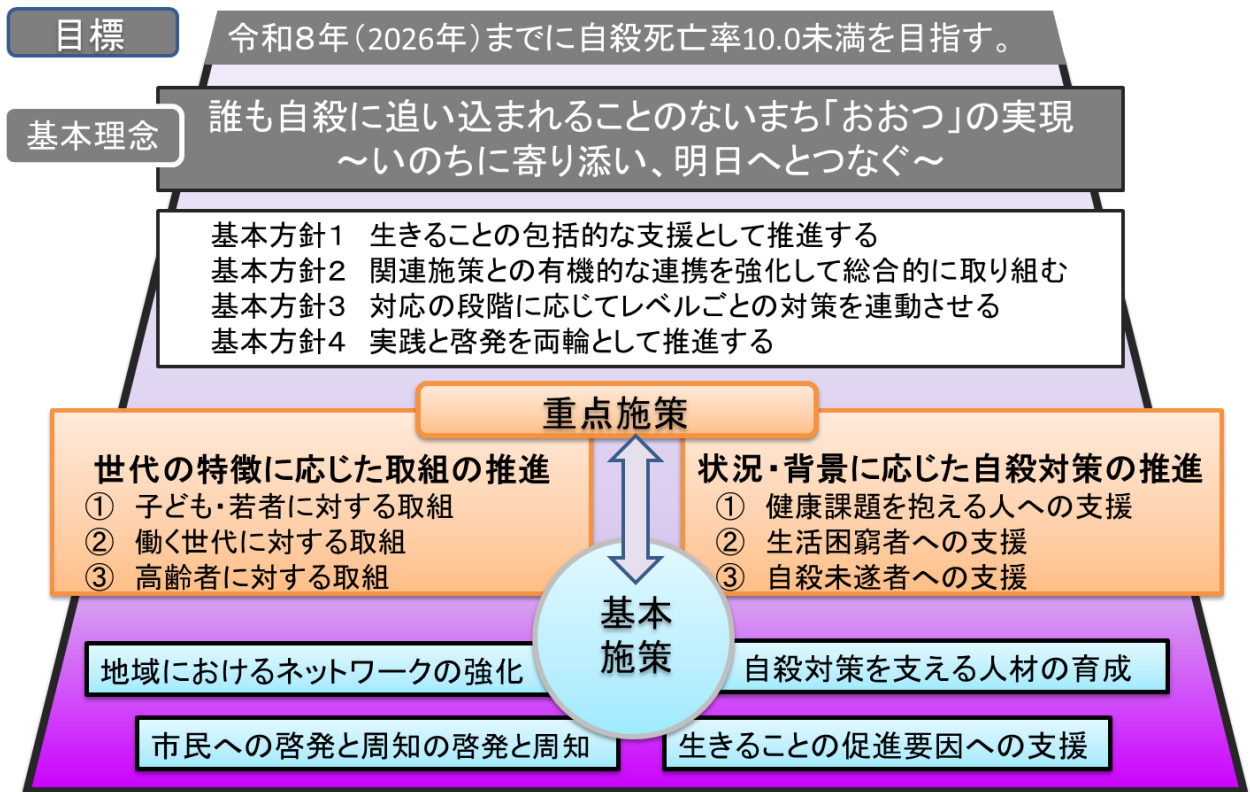




第4章 自殺対策の具体的取組



1. 施策体系



本計画は大きく2つの施策体系で構成します。国が定めている「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、本市の自殺の特徴や現状を踏まえた「重点施策」を柱として、これらの施策について連動させながら、多様な取組を展開してまいります。

「基本施策」は、自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤となる取組であり、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、4つの施策に実践と啓発の両方の事業を網羅した幅広い内容としています。

「重点施策」は、「世代の特徴に応じた取組の充実」として、子ども・若者、働く世代、高齢者、それぞれのライフステージごとの事業を、また、「状況・背景に応じた自殺対策の推進」として、健康課題を抱える人をはじめ、生活困窮者、自殺未遂者への支援に関連する事業を位置づけています。

2. 重点施策(市として優先すべき対策)

※各事業名の前に「★」印を付けた事業は、「自殺対策に大いに関連する」と考える取組です。

重点施策 1 世代の特徴に応じた取組の推進

(1) 子ども・若者に対する取組

本市では男女共に 20 歳代の自殺死亡率が比較的高いことから、10 歳代から 30 歳代の子ども・若者に対する自殺対策に重点的に取り組みます。子どもから大人への移行期には心身共に大きな変化があり抱える悩みも多様であることから、つらい時や苦しい時に相談できる人や場所を求めてもよいということを、家庭、地域、学校、職場等様々な分野で連携しながら啓発や教育に取り組み、きめ細かな対策が講じられるよう包括的な支援体制を整えます。

①子どもの生きる力を育む教育の実施

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
★保育園・幼稚園における命の教育・健康教育(すべての人が健康に生きる権利を守るための教育)	<ul style="list-style-type: none"> 生まれてきたことの尊さを知らせ、自尊感情を育みます。 身体の仕組みや大切さを知り、自分や相手の身体を思いやって大切にしたり、一人ひとり違うこと、自分を愛すること、愛されている実感を味わうことを大切にする気持ちを育みます。 	幼児政策課
★子どもの心を豊かにする教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 道徳科の内容項目「生命の尊さ」において、発達段階に応じて、かけがえのない生命を尊重する心情や態度を育む。 全教育活動を通じて、人権尊重の実践的態度を育成し、生命を大切にする心を育む。 	学校教育課
生きる力を育てる教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校に専任の学校司書を配置し、児童生徒の居場所づくりにつなげます。 小中学校に学校生活支援員を配置し、児童生徒の学校生活を支援します。 	学校教育課
体験的学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校で体験的学習を実施し、児童生徒の「職業」「仕事」への関心を高めます。 中学生を対象に職場体験を実施し、自らの生き方や進路を考えるきっかけをつくります。 	学校教育課
家庭教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 心豊かでたくましい子どもを育てるため、家庭教育推進事業の補助及び「おおつ家庭教育5か条」の策定等、家庭教育を推進します。 	生涯学習課

②保育園・幼稚園・学校における心身の健康づくり

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
保育園・幼稚園における保健計画	<ul style="list-style-type: none"> 身体の仕組みや大切さを知り、自分や相手の身体を思いやり大切にする気持ちを育みます。 	幼児政策課
★養護教諭・教育相談担当教諭による児童生徒への支援	<ul style="list-style-type: none"> 自傷行為や自殺企図のおそれのある児童生徒の心身のケア、保護者との連携を通じて、児童生徒の健やかな成長につなげます。 	学校教育課 児童生徒支援課

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
学校医による健康教育充実	<ul style="list-style-type: none"> 学校医を中心に生活習慣病の予防につながる指導、啓発を行い（小学生・保護者対象）、児童生徒の健康増進につなげます。 希望する学校へ精神科、整形外科、産婦人科の専門科校医を派遣し（保護者、教職員、児童生徒対象）、児童生徒が将来にわたって健康な生活を送れるよう指導します。 	学校教育課
運動器検診事業	<ul style="list-style-type: none"> 運動器検診により児童生徒の脊柱及び四肢の状態を把握し、早期発見・治療により心身の健康につなげます。 	学校教育課
学力向上推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育課、教育センターが連携し継続して学校訪問を実施する。 児童が自ら学習する習慣が身に付くよう「学習定着プログラム」をモデル校3校で実施する。 「全国学力・学習状況調査」の分析や授業等の指導助言について滋賀大学との連携・協力を強化する。 	学校教育課

③子どものいじめ対策

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
★相談調査専門員の配置と「おおつっこほっとダイヤル」での相談対応	<ul style="list-style-type: none"> いじめに関する相談や調整等を担当する相談調査専門員を配置し、子どもや保護者等からの相談に応じるとともに、解決に向けた調整等を行います。 	いじめ対策推進室
★大津の子どもをいじめから守る委員会の運営と大津市いじめに関する重大事態再調査委員会の運営	<ul style="list-style-type: none"> 常設の第三者委員会（大津の子どもをいじめから守る委員会）を定期開催し、相談のあった事案について調査、調整、審査等を行い、いじめの防止と早期発見及び早期対応につなげます。 	いじめ対策推進室
★「おおつっこ相談LINE」での相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 中学生を対象に「おおつっこ相談LINE」を実施し、悩みの早期解決につなげます。 「大津市インターネット等によるいじめ対策にかかるアドバイザー」や関係事業者等が参加する検証会議を年3回（予定）開催し、「おおつっこ相談LINE」の運用体制等を検証します。 	児童生徒支援課

④子ども・若者の健やかな育ちを支える取組

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
母子保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳交付時や「はじめてのパパ・ママ教室」等の事業を通し、母性父性の教育を実施し、安全で豊かな妊娠・出産・子育てを支援します。 ・思春期からのアプローチにより、妊娠・出産・子育てをイメージできるように支援します。 	健康推進課
★産後うつ対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児がいる家庭を保健師・助産師が訪問し、母子及び家族の養育環境を踏まえた相談を行い、必要により継続支援や医療機関受診につなげます。 ・乳児期早期の母親の育児不安の軽減と虐待予防を目的に親子の絆づくりを実施します。 	健康推進課
多胎児家庭育児支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多胎児を養育する家庭へのホームヘルパー等の派遣により家事、育児等を支援し、多胎児育児のストレス軽減を図ります。 	健康推進課
乳幼児健診事業	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診や「赤ちゃん相談会」を実施するとともに、事後指導として発達相談、育児相談等を実施し、乳幼児を養育する保護者を支援します。 	健康推進課
★子ども・若者支援地域協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・若者支援地域協議会」の設置により、関係機関との連携を図ります。 	文化・青少年課
★子ども・若者総合相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・若者総合相談窓口」の設置により、悩みの早期解決を図ります。 	文化・青少年課
青少年健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う青少年の健全な育成を図るため「青少年健全育成に係る各種啓発活動」等を行います。 	文化・青少年課
児童館運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の7ヶ所の児童館で、0～18歳未満の全ての児童を対象に、遊びを通じて児童の健全育成を図る事業を実施し、子どもの見守りと関係機関との情報共有を図ります。 	子ども家庭課
学校支援総合推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「コミュニティ・スクール」*1を実施し地域・家庭・学校が力を合わせ社会総がかりで教育の実現を図り、教育環境の充実を図ります。 	学校教育課
部活動（文化部）等振興対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における文化的活動（部活動等）の支援と活性化を図るため、関西大会以上の大会出場にかかる経費の一部を補助するとともに楽器の新規購入や修繕を行います。 	学校教育課

*1 コミュニティ・スクール：学校運営協議会制度のことで、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みのこと。

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
いじめ対策等の生徒指導に係る支援（人員配置）	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校にいじめや不登校対策等の生徒指導に係る専任教員を配置（代替教員を市費で配置）して、支援が必要な児童生徒の早期発見・早期対応につなげます。 ・小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を派遣して、支援が必要な児童生徒に寄り添った専門的な対応を行います。 	児童生徒支援課
いじめ対策等の生徒指導に係る支援（相談・啓発等）	<ul style="list-style-type: none"> ・教員に対して、生徒指導等のスキル向上のための研修を実施します。 ・LINEを利用した相談対応、いじめ深刻化予測システムの運用、子ども安全見守り隊による見守り活動、弁護士等による「いじめと人権」授業等の実施や児童生徒の自主的な啓発活動を支援することで、安心・安全な学校づくりを進めます。 	児童生徒支援課
★子どもの居場所づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達が孤独を感じずに安心して過ごせる場を提供し、子どもの健全育成を支援します。 	子ども家庭相談室
子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に養育します。 	子ども家庭相談室

(2) 働く世代に対する取組

本市の自殺者の状況を見ると、40歳代から50歳代の働き盛りの男性の自殺が多くなっています。現在、国は働き方改革によって「働く一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにする」ことを目指していますが、働く世代の一定数が自殺に追い込まれています。本市では自殺者の4割弱が有職者であることから、働く世代の自殺対策に重点的に取り組みます。また、本市では全事業所数の9割以上が労働者数50人未満の小規模事業所ですが、事業所の規模にかかわらず、きめ細かなメンタルヘルス対策が必要です。具体的には、就職・雇用に対する相談窓口の周知や職場におけるメンタルヘルス対策の推進をはじめとする施策を展開し、労働者が心身の健康を保ちながら仕事に取り組むことができる環境を整えます。

① 就職・雇用に対する相談・支援

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
雇用対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大津公共職業安定所と連携して移動労働相談を実施し雇用の促進を図ります。 ・学生就職面接会を実施し就職・雇用機会の創出を図ります。 	商工労働政策課
働き・暮らし応援センター運営補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労が困難な障害者に対して職場開拓等のサービスを、福祉と労働の両面から提供する「働き・暮らし応援センター」の運営経費の一部を補助します。 	障害福祉課
就労継続・就労移行支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就労に必要な知識や能力向上のための訓練や能力や適性に合った働く場を提供します。 ・福祉的就労から一般的就労への移行を支援します。 	障害福祉課

② 産業保健分野の取組との連携

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
★経済団体・職域団体と連携したメンタルヘルスの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者のメンタルヘルス対策の向上を図るため、経営者等に対し、出前講座を実施します。 	保健予防課
地域・職域連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・職域連携推進会議を開催し、それぞれが有する保健医療資源の相互活用等を図ります。 	保健総務課

(3) 高齢者に対する取組

本市では自殺者の4割弱が60歳以上であり、特に70歳以上の一人暮らしの女性が占める割合が全国に比べて多くなっていることから、高齢者の自殺対策に重点的に取り組みます。高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいと言われています。高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所や地域に参画しやすい仕組みをつくることにより、高齢者が地域とのつながりを得ながら安心して生活できる環境を整えます。

①包括的な支援のための連携

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
★地域包括支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター*2（あんしん長寿相談所）において、介護・健康問題等の相談支援を行います。 ・高齢者の介護・健康問題等の相談支援や必要な介護予防サービスを提供し、高齢者及び介護者の自殺予防につなげます。 	長寿政策課

*2 地域包括支援センター：住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

②高齢者の社会参加の推進と孤立の予防

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
高齢者健康生きがい施設管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「老人憩の家」をレクリエーション活動等の場として提供し、高齢者の心身の健康増進と生きがい充実を図ります。 ・高齢者が身近な場所で気軽に軽スポーツができる健康広場を維持管理し、高齢者の健康増進を図ります。 	長寿政策課
老人クラブ活動助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブへの補助金の交付により活動の拡充と活性化を促進し、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりにつなげます。 	長寿政策課
老人福祉センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「老人福祉センター」で高齢者の各種相談やレクリエーション活動等の場を提供し、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりにつなげます。 	長寿政策課
一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の通いの場へのリハビリテーション専門職等の関与により、高齢者の通いの場の充実や介護予防活動の充実につなげます。 	長寿政策課
高齢者労働能力活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「公益社団法人大津市シルバー人材センター」へ事業を委託し、高齢者の就業機会の増大や社会参加の促進等を図ります。 	長寿政策課
地域福祉基金活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者に月1回、給食を提供し、栄養と健康の増進を図り、地域住民とのふれあいをつくります。 	福祉政策課

③要介護者に対する支援

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
紙おむつ給付事業	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきりや認知症により、24 時間紙おむつが必要な高齢者に紙おむつ券を支給し、介護する家族の介護負担及び経済的負担の軽減を図ります。 	長寿政策課
ショートステイ事業	<ul style="list-style-type: none"> 65 歳以上の社会適応が困難なひとり暮らしの方や、虐待により保護・分離する必要がある高齢者を一時的に保護します。 	長寿政策課
「食」の自立支援事業(一般)	<ul style="list-style-type: none"> 65 歳以上で調理が困難で見守りが必要な方の居宅へ、安全で栄養バランスのとれた昼食を配達し、食事の確保及び安否確認を行います。 	長寿政策課
老人小規模住宅改造助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 65 歳以上の要介護高齢者に対し住宅改修に必要な経費の2分の1の額を支給します。 	長寿政策課
老人デイサービス運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 虚弱高齢者に対して通所により各種サービスを提供し、心身機能の維持向上を図るとともに、介護者の負担軽減を図ります。 	長寿政策課

④介護者への支援

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
★家族介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 「行方不明高齢者早期発見ダイヤル事業」の実施や家族介護者向けの集いや学習の場を設けます。 「認知症啓発ウィーク」や「オレンジリングフォーラム」の開催等により広く市民に向けて認知症の啓発を行います。 	長寿政策課
高齢家族介護者支援はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 高齢介護者の健康増進や心身のリフレッシュを図るためのはり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成します。 	長寿政策課

重点施策2 状況・背景に応じた自殺対策の推進

(1) 健康課題を抱える人への支援

いつまでもいきいきと暮らすためには生涯にわたり健康な心身を保つことが大切ですが、毎日の生活の中で様々な要因により健康を損ない、何らかの病気に罹患する可能性もあります。心身の不調があっても、適切な医療や心のケアを受け地域で安定した社会生活が送れるように、保健・医療・福祉・教育・労働・司法等の関係・関係団体のネットワークを築きます。また、適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援し、要支援者の早期発見、早期介入を実現します。

①心身の健康に関する相談体制

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
★精神保健福祉相談	・本人や家族等からの相談に応じ、必要により受診支援等の個別対応を行い、こころの健康づくりにつなげます。	保健予防課
特定感染症検査時のカウンセリング	・特定感染症* ³ に関する検査時の相談事業や、H1V陽性者への個別支援活動を実施し、感染者の不安軽減と療養生活の質の向上を図ります。	保健予防課
結核検査時や服薬確認時のカウンセリング	・結核患者に対し、服薬確認時等に相談の応じると共に、医療費助成により経済的負担を軽減します。	保健予防課
すこやか相談所相談事業	・市内7ヶ所の「すこやか相談所」に保健師等を配置し、乳児から高齢者まで健康相談、訪問指導、健康教室、各種健診の事後指導等を実施し、健康増進につなげます。	健康推進課
不妊・不育症相談事業	・不妊で悩む人を対象に不妊・不育症相談を実施します。	健康推進課
教育相談事業	・子どもの情緒不安や集団不適應など教育についての問題及び子育てに悩む保護者や教員等、並びに情緒不安や集団不適應などで悩みを持つ子どもたちに対して、教育相談を実施し問題解消への援助を行います。	教育相談センター
子ども発達相談事業	・発達障害やその疑いのある幼児（3歳6か月児健診終了後）から中学生とその保護者に対して専門的な相談支援を行うことにより保護者や校園の子どもに対する理解が深まり、適切な対応へとつながるように支援します。	子ども発達相談センター
保育園・幼稚園での巡回相談	・園児の発達相談・家庭相談・医療相談・理学療法相談・作業療法相談・クラス相談・保健相談・栄養相談を通じて、園児の保育上の配慮を図り、進路相談や保護者支援を行うことで、保育上の配慮が必要な子どもがいきいきと生活することができるような環境を整えます。	幼児政策課

*3 特定感染症：ここでは「特定感染症検査等事業実施要綱」で定められた事業対象になっている、エイズ、梅毒、B型肝炎、C型肝炎、HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）感染症、風しんを指す。

②市民の健康を守る仕組み

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
すこやか相談所健康教育事業	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりに合った妊娠・出産・子育て支援を展開するため、母子健康手帳交付時に個別支援計画を作成し切れ目ないサポートを実施します。 	健康推進課
国民健康保険加入者への保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の健康の保持増進のため、各種検診事業並びに人間ドック受診に係る受診料等の助成や健康づくり事業への事業費負担を行います。 	健康推進課
健康推進員による健康推進活動	<ul style="list-style-type: none"> 地域の健康づくりリーダーである健康推進員を養成し、市民の健康づくりを支援します。 	健康推進課
がん対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 「がん相談支援センター」や専門相談等の情報を一元化して情報提供を行い、がん患者とその家族が安心して生活できる環境を整えます。 	健康推進課
特別支援教育充実事業	<ul style="list-style-type: none"> 特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援するため、小中学校への観察訪問や講師招聘による研修支援を行います。 	学校教育課
障害児サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある子どもに障害福祉サービスを支給し、地域で安全で安心した暮らしが送れるよう支援します。 	障害福祉課
障害者移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害児及び障害者に外出のための介護を行い、移動に対するストレスの解消と地域への参画機会の拡充につなげます。 	障害福祉課
★精神保健福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> ケース検討会、家族教室、家族交流会、ボランティア連絡会、家族会等の団体支援、自殺対策等を実施します。 	保健予防課
★認知症施策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 認知症地域支援推進員の配置により認知症患者への適切な対応を図り、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進します。 「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の初期支援にあたります。 	長寿政策課

(2) 生活困窮者への支援

生活困窮者*4はその背景として、多重債務、労働、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて地域や周囲の人との関係性も希薄となり社会的に孤立しやすい傾向があります。社会的に孤立しがちな生活困窮者を地域の人々となつなぐ活動は、「生きることの促進要因」を強化するとともに、自殺リスクを抱える生活困窮者を見出し、支援へとつなぐ自殺対策にもなり得ます。そのため、生活困窮者自立支援制度と自殺対策を連動させ、生活困窮者の自殺リスクの低下につなげます。

大津市の生活困窮者自立支援制度

●自立相談支援

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。

●住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。

●就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。

●一時生活支援事業

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。

●子どもの学習支援

生活に困りごとや不安を抱えている世帯の子どもたちに対して、夕方から夜にかけての居場所づくり、地域での長期休業期間中等の学習機会の提供等の必要な支援を行います。

●就労訓練事業の認定

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定を行います。

*4 生活困窮者：就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者。

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
小学校就学援助事業	・経済的理由により就学困難な児童の保護者に学用品等を援助し、義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課
中学校就学援助事業	・経済的理由により就学困難な生徒の保護者に学用品等を援助し、義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
奨学資金給付事業	・向学心があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校への就学が困難な生徒に有能な人材育成を目的に奨学金を給付します。	学校教育課
★生活困窮者自立支援事業	・生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を行い生活困窮者の自立を促進します。	福祉政策課
生活困窮者自立促進事業	・生活困窮者の自立支援として「住居確保給付金事業」、「一時生活支援事業」、「学習支援事業（中3学習会）」を実施します。	生活福祉課
住居確保給付金事業	・離職者であり就職活動をしている市民のうち住宅を喪失するおそれがある方等に、住宅及び就労の機会確保のため賃貸住宅の家賃の支援給付を行います。	生活福祉課
生活保護事業	・病気や障害または失業等の様々な理由により生活に困窮する世帯に、「生活保護法」による措置を行うとともに自立を促すための施策を実施します。	生活福祉課
生活保護自立促進等事業	・生活保護世帯の自立を促すため「就労支援事業」、「就労準備支援事業」、「長期入院患者退院促進支援事業」、「多重債務者等支援事業」、「薬物等依存症者回復プログラム」、「年金制度活用プログラム」、「単身世帯見守り事業」を実施します。	生活福祉課
中国残留邦人等支援事業	・中国残留邦人及び家族に生活支援等を実施します。	生活福祉課
母子家庭等自立支援事業	・母子・父子自立支援員2名を配置し、ひとり親家庭等の相談を行い、状況改善につなげます。	子ども家庭課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	・就業支援員2名を配置し、母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施し、ひとり親家庭の自立につながる就労支援により生活状況の改善を図ります。	子ども家庭課

（3）自殺未遂者への支援

自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための優先課題の一つであり、本市では平成25年度（2013年度）より救急病院と連携し、平成27年（2015年）に「大津市自殺未遂者支援相談対応の手引き《たいせつな命をつなぐために》」を作成して自殺未遂者支援に取り組んでいます。自殺未遂者対策においては、救急搬送された自殺未遂者に対して退院後も含めて継続的に介入するほか、必要に応じて適切な精神科医療を受けられるよう、救急医療関係者を含めた研修等を行うことや、警察や消防、さまざまな相談機関とのネットワークを構築し、継続的な支援を行います。

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
★大津市「いのちをつなぐ相談員」派遣事業	・救急告示病院からの要請を受け専任の相談員や保健師を派遣し、自殺未遂者及び家族に支援を行います。	保健予防課

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
★救急活動時における啓発	・自殺未遂による救急要請だが搬送不要の場合や、別の理由により救急要請があり希死念慮を訴えられた方に相談先一覧を配布します。	警防課 救急高度化推進室

～大津市「いのちをつなぐ相談員」派遣事業について～

平成 25 年（2013 年）6 月より、救急告示病院を受診した自殺未遂者への「いのちをつなぐ相談員」による支援をしています。

- ・支援対象者：入院患者、外来受診・通院患者
- ・支援対象者数は、平成 25 年（2013 年）6 月～令和元年（2019 年）10 月末現在で 148 名。

表 「いのちをつなぐ相談員」による支援対象者数 単位：人

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
男性	4	11	14	7	12	9	4
女性	12	11	17	17	13	6	11
合計	16	22	31	24	25	15	15

※平成 25 年（2013 年）6 月～令和元年（2019 年）10 月末現在

- ・支援回数は 10,180 回で、本人と家族に対して面接や訪問、電話等による相談支援を行うとともに関係機関との連携に努めています。支援としては関係機関との連携が一番多く、支援全体の約 5 割を占めます。

表 相談・支援の件数 単位：件

面接	訪問	電話	その他の支援	関係機関		ケース会議	合計
				連絡	同行		
1,274	482	2,675	593	4,653	35	468	10,180

※平成 25 年（2013 年）6 月～令和元年（2019 年）10 月末現在

- ・大津市「いのちをつなぐ相談員」派遣事業検討部会では、関係機関との連携体制の推進を目指し、個別事例の支援内容や事業の実施方法の検討をしています。
- ・県精神保健福祉センターと保健所との支援検討会を年間 6 回、所内での支援検討会を年 6 回実施し、個別事例の支援内容を検討しています。
- ・救急告示病院での連絡会を開催し、事業のことだけでなく、ケースの支援経過をふり返る機会を持っています。
- ・全体の 40%は要請当日に面接しており、そのうち 67%は 4 日以内（土日を含む場合を含む）に面接しています。
- ・平成 29 年度（2017 年度）より、大津市消防局と連携し、自殺未遂により救急要請したものの搬送不要だった方や、別の理由で救急要請があり希死念慮を訴えられた方に相談先一覧表を配布しています。
- ・自死遺族に対しては、救急告示病院の協力のもと、保健所が作成した自死遺族向けのリーフレットを配布しています。

【大津市内救急告示病院一覧】

大津赤十字病院	JCHO 滋賀病院	独立行政法人 大津市民病院	琵琶湖大橋病院	滋賀医科大学 医学部附属病院	大津赤十字志賀 病院
☎ 522-4131	☎ 537-3101	☎ 522-4607	☎ 573-4321	☎ 548-2515	☎ 594-8777

3. 基本施策



基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのないまち「おおつ」の実現～いのちに寄り添い、明日へとつなぐ～」を実現するためには、本計画の推進主体である行政の各部署はもとより、保健・医療機関や学校をはじめ関係機関、団体、企業・事業所、市民等が互いに連携し総合的に自殺対策を推進する必要があります。そのため、各主体が自殺対策における役割を自覚し、それぞれの立場から力を発揮し「生きることの包括的な支援」につなげていけるよう、地域における関連機関等の連携を強化します。

(1) 地域における連携体制

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
★大津市自殺対策連絡協議会の開催	・多分野の関係機関と、自殺対策に関連する協議を行い、連携を図りながら自殺対策の取組を推進します。	保健予防課
★(仮称)自殺対策庁内連絡会の開催	・庁内の関係所属との情報共有・連携を図り、全庁的かつ横断的な取組を推進するとともに、自殺対策計画に関する事業の評価を実施します。	保健予防課
難病対策地域協議会の開催	・在宅療養者の療養生活の質を向上するため、支援関係機関と「難病対策地域協議会」を開催し支援体制の充実を図り、地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。	保健予防課
★児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応	・「大津市要保護児童対策地域協議会」を中心に関係機関と連携し子どもや保護者のSOSを見逃さない体制を築きます。 ・個別ケース検討会議や家庭訪問等による支援と見守りを随時実施し、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応を図ります。 ・虐待防止プログラム研修等を実施し、児童虐待の未然防止に取り組みます。	子ども家庭相談室
★地域福祉活動推進事業(ネットワーク体制整備)	・多様なネットワークの力により問題の早期発見、課題解決に取り組む体制を整備します。	福祉政策課
大津市社会福祉協議会事業運営補助事業	・地域福祉のあらゆる側面で重要な関わりを担っている大津市社会福祉協議会の事業費を補助します。	福祉政策課

[再掲]

★大津の子どもをいじめから守る委員会の運営 と大津市いじめに関する重大事態再調査委員会の運営	いじめ対策推進室	(重点施策1(1)③)
★子ども・若者支援地域協議会の開催	文化・青少年課	(重点施策1(1)④)
学校支援総合推進事業	学校教育課	(重点施策1(1)④)
働き・暮らし応援センター運営補助事業	障害福祉課	(重点施策1(2)①)

(2) 地域における相談体制

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
★広聴及び市民相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・広聴活動の一環として「市民の声」「学区要望」を実施します。 ・「特別相談」では市民の抱える諸問題の解決の一助として専門家への相談を開設します。 	市民相談室
高齢者生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人や民間企業、ボランティア、社会福祉法人等多様な生活支援サービス主体が参画し定期的に情報共有、連携強化する協議体を開催します。 ・生活支援コーディネーターを設置し、高齢者の地域生活を支援します。 	長寿政策課
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護や成年後見に係る相談窓口、地域包括支援センターと障害者生活支援センターとの連携を図ります。 ・権利擁護や成年後見に係る相談窓口、地域包括支援センターと障害者生活支援センターでは対応が困難な専門的技術による相談支援業務をNPO法人に委託します。 	福祉政策課



基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期に適切な支援を行えるよう、自殺対策を支える人材の育成に取り組みます。一人でも多くの人が自殺のリスクを抱える人に気づき、その心情や背景に寄り添うためには、保健や医療の専門性を有する人材だけではなく、福祉、教育、労働等の分野に関わる人や一般市民もゲートキーパー（p 15 参照）として自殺対策の推進に参画していくことが大切です。そのため、様々な立場にある人々が自殺に対する理解を深め、必要な知識やスキルを習得できるよう研修機会を確保します。また、自殺対策に従事する人が自分自身の心の健康を維持できるよう、ケア体制を整えます。

（1）様々な分野でのゲートキーパーの養成

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
★ゲートキーパー養成講座、出前講座の実施	・ゲートキーパーの養成講座及びこころの健康づくりに関する出前講座を実施し、自殺予防につなげます。	保健予防課
★自殺対策研修会の実施	・自殺に関する理解を深めるため「自殺対策研修会」を実施します。	保健予防課

（2）支援者の資質向上の促進

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
民生委員児童委員活動推進事業	・民生委員・児童委員の訪問活動による相談の機会を充実（全戸訪問等）します。 ・大津市社会福祉協議会が開催する「民生委員・児童委員相談活動セミナー」への参加を促進します。	福祉政策課
災害ボランティアセンター運営事業	・災害時の被災住民の生活再建を円滑に進めるため、ボランティアの受付や派遣等の支援、災害時に必要となるボランティアコーディネーターの養成、学区社会福祉協議会や民生委員児童委員を中心とした、災害ボランティアセンターの設置を目的とし、大津市社会福祉協議会と協定を締結し実施します。	福祉政策課
認知症サポーター養成事業	・「認知症サポーター養成講座」を実施し、市民の認知症に対する正しい理解を促すとともに認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進します。	長寿政策課
難病従事者研修会の実施	・難病患者への理解を深めるため、在宅療養支援従事者に対し従事者研修会を実施します。	保健予防課

[再掲]

すこやか相談所健康教育事業	健康推進課	(重点施策2(1)②)
健康推進員による健康推進活動	健康推進課	(重点施策2(1)②)

基本施策3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。もし、自分の家族や友人、職場の仲間等、周りにいる人がこの危機にあることに気づいたら、声をかけ、話を聞き、思いに寄り添い、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくことが大切です。そして、危機に陥った場合には一人で抱え込まずに、誰かに話を聞いてもらったり、助けを求めることが問題解決の第一歩となることを共通認識として市全体で共有することが必要です。そのため、自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、危機に陥った人の心情や背景に対する理解を深められるよう啓発活動を推進します。また、誰も一人で思いつめることがないよう相談窓口や支援機関の周知を行います。

(1) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
★自殺予防週間、予防月間等の取組	・自殺予防週間や月間、健康フェスティバル等の機会に、市民が自殺について理解を深められるよう啓発活動を行います。	保健予防課
★アルコール関連問題に関する相談、研修会の実施	・本人や家族からアルコール関連問題に関する相談を受け付け、悩みの早期解決につなげます。 ・市民がアルコール関連問題の理解を深めるため研修会を実施します。	保健予防課
特定感染症予防に関する啓発活動	・感染症の予防と理解を促すため世界エイズデー等に啓発活動を実施します。	保健予防課
人権啓発推進事業	・研修会を通じて人権擁護委員や人権擁護推進員の知識向上を図り、様々な相談の充実につなげます。	人権・男女共同参画課
男女共同参画推進事業	・市民団体等と協働し、男女共同参画社会の啓発につながる市民フォーラム等の事業を実施します。	人権・男女共同参画課
人権・生涯学習推進事業	・市民一人ひとりが、人権学習を生涯学習として捉え、互いの人権を尊重する心豊かな社会の確立に向けた自主的な活動を支援するほか、様々な人権学習の機会を提供します。 ・市内の人権学習において、中心的な役割を果たしている地域の関係機関・団体の活動を支援します。	生涯学習課
企業内人権啓発推進事業	・研修会等で自殺予防に関する啓発チラシ等を配布し、企業等に自殺対策に関する啓発を行います。	商工労働政策課
消費者啓発事業	・消費者の権利を守り自主的かつ合理的な消費行動を支援するため、消費生活に関する知識の普及や情報の提供等、消費者教育を推進します。	消費生活センター
図書館利用促進	・市民の読書要求に応え、学習の機会を保障するため、幅広い資料の充実に努め、自己啓発の機会づくりとします。 ・自殺予防週間や月間等に広く周知します。	図書館

(2) 情報や相談窓口等の発信

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
★コールセンターオペレーターによる適切な相談窓口への案内	・オペレーターが市民の用件や困りごとを聞き取り、適切な窓口への引き継ぎや相談先の案内を行い、早期解決につなげます。	市民相談室
大津市くらしの便利帳の発行	・「大津市くらしの便利帳」に市役所の相談窓口や各種手続等の行政情報や地域の生活情報等を掲載し発行します。	市民相談室
男女共同参画センター管理運営事業	・各種講座の開催、情報収集及び情報提供、交流の場の提供や支援を行うとともに電話相談や女性の悩み相談等の事業を行います。	人権・男女共同参画課
女性相談事業	・女性相談員2名を配置し、DVや生活相談など女性からの相談を受けつけ、相談者の生活状況の改善につなげます。	子ども家庭課

[再掲]

★相談調査専門員の配置と「おおつっこほっとダイヤル」での相談対応	いじめ対策推進室	(重点施策1(1)③)
★「おおつっこ相談LINE」での相談対応	児童生徒支援課	(重点施策1(1)③)
★子ども・若者総合相談窓口の設置	文化・青少年課	(重点施策1(1)④)
★家族介護支援事業	長寿政策課	(重点施策1(3)④)
★救急活動時における啓発	警防課 救急高度化推進室	(重点施策2(3)①)



基本施策 4 生きることの促進要因への支援

個人においても社会においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなると言われています。「生きることの促進要因」には自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等があり、これらを増やすことで自殺リスクを低下させることができます。孤立の防止、子どもを対象としたもの等、目的に応じた居場所づくりを推進し、困りごとや不安を抱えた人が地域とつながり支援とつながることができる環境を整えます。また、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよい（SOSを出してもよい）ことを啓発し、問題の整理や対処方法の習得につなげます。

（1）地域での居場所づくり

事業・取組	事業の概要と自殺対策につながるポイント	担当課
★地域福祉活動推進事業（地域コミュニティづくり）	・一人ひとりが生きる力を高めあい、支えあえる地域コミュニティづくり（地域での見守り、支えあいを強化）を推進します。	福祉政策課
地域移行支援事業	・一般住宅への入居を希望するが入居が困難な障害者に対し入居に係る相談・助言等を行い、障害者の地域生活を支援します。	障害福祉課

[再掲]

★子どもの居場所づくり事業	子ども家庭相談室	（重点施策1(1)④）
障害者移動支援事業	障害福祉課	（重点施策2(1)②）
高齢者健康生きがい施設管理事業	長寿政策課	（重点施策1(3)②）
老人クラブ活動助成事業	長寿政策課	（重点施策1(3)②）
老人福祉センター運営事業	長寿政策課	（重点施策1(3)②）
一般介護予防事業	長寿政策課	（重点施策1(3)②）